

## ベトナム向けの日本産なしの生果実の輸出解禁について

農林水産省とベトナムの植物検疫当局間で技術的協議を重ねた結果、平成29年1月16日付けで、日本産なしの生果実のベトナムへの輸出が解禁されることとなった。

1 解禁日：平成29年1月16日

### 2 主な検疫条件（概要）

- (1) あらかじめ日本の植物防疫所の登録を受けた生産園地（以下「登録生産園地」という。）であって、ベトナムが侵入を警戒する病害虫に対する検疫措置（都道府県の指導に基づく確実な病害虫防除等）が実施されている園地で生産されること。
- (2) 登録生産園地において、日本の植物防疫所等により、病害虫の発生状況を確認するための園地検査が行われていること。園地検査において、モモシンクイガ、なし果実腐敗病及びなし黒斑病が発見された場合、当該園地のその年の登録が削除され、同年の輸出が不可となること。また、ナシマルカイガラムシ等の10種の病害虫が発見された場合、当該園地について病害虫の防除が実施されること。
- (3) あらかじめ日本の植物防疫所の登録を受けた選果こん包施設において、病害虫に関する知識を持った者の監督の下、輸出向けの徹底選果及びこん包が行われていること。
- (4) 3種のシンクイガ（モモシンクイガ、リンゴコシンクイ及びナシヒメシンクイ）を対象として、次のいずれかの措置が実施されていること。
  - ① 収穫された果実の低温処理（0℃40日間）
  - ② 栽培期間中のフェロモン剤による防除及び農薬散布による防除
  - ③ 栽培期間中（結実後から収穫開始日の30日前まで）の果実の袋かけ
- (5) 輸出時に、日本の植物防疫所により、ベトナムが侵入を警戒する病害虫に対する輸出検査が行われること（検疫対象病害虫が発見された荷口は検査不合格となり、輸出不可となる。また、発見された病害虫が上記（2）の園地削除の対象となる病害虫であった場合は、当該病害虫が発見された果実を収穫した園地について、その年の園地の登録が削除され、同年における当該園地からの輸出が不可となる。）。

## 日本産なしの生果実に対するベトナムの検疫対象病害虫（13種）

| 検疫対象病害虫（13種） <sup>注1)</sup>                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ベトナム規則のリストにおける<br>グループAの病害虫（3種） <sup>注2) 注4)</sup><br>(園地削除の対象) | <i>Carposina sasakii</i> (モモシンクイガ)<br><i>Gibberella avenacea</i> (なし果実腐敗病)<br><i>Alternaria gaisen</i> (なし黒斑病)                                                                                                                                                                                                       |
| ベトナム規則のリストにおける<br>グループBの害虫（7種） <sup>注3) 注4)</sup><br>(園地防除の対象)  | <i>Diaspidiotus perniciosus</i> (ナシマルカイガラムシ)<br><i>Lepidosaphes conchiformis</i> (ナシカキカイガラムシ)<br><i>Aphanostigma iakusuiensis</i> (キナコネアブラムシ)<br><i>Acrobasis pyrivorella</i> (ナシマダラメイガ)<br><i>Grapholita inopinata</i> (リンゴコシンクイ)<br><i>Grapholita molesta</i> (ナシヒメシンクイ)<br><i>Spilonota ocellana</i> (リンゴシロヒメハマキ) |
| ベトナム規則のリストにおける<br>グループCの病害（3種） <sup>注3) 注4)</sup><br>(園地防除の対象)  | <i>Diaporthe eres</i> (フォモプシス枝枯病)<br><i>Zygophiala jamaicensis</i> (なしすす点病)<br><i>Phytophthora syringae</i> (なし疫病)                                                                                                                                                                                                   |

＊注1：ベトナム規則に記載されている検疫措置を要求する検疫病害虫のリストにおいて、病害虫のリスク、種類等に応じて、グループAからCに病害虫が分類されている。3種のシンクイガとは、*Carposina sasakii* (モモシンクイガ)、*Grapholita inopinata* (リンゴコシンクイ) 及び *Grapholita molesta* (ナシヒメシンクイ) である。

＊注2：園地検査においてグループAの病害虫が検出された場合は、日本の植物防疫所は、その年の園地登録を削除する（当該園地からの輸出は不可となる）。

＊注3：園地検査において、グループBやグループCの病害虫が検出された場合は、当該園地の管理者等は病害虫に対する防除を実施する。

＊注4：輸出検査において、グループAの病害虫が検出された場合は、輸出不可（園地登録も削除）。グループBの害虫が検出された場合は、ベトナムが定める基準等に従い、臭化メチルくん蒸を実施すれば輸出が可能となる（ただし、臭化メチルくん蒸による薬害が発生するおそれがある）。グループCの病害が発見された場合は、輸出不可（園地登録は維持）。